

改正

平成 八年 三月規則第二一号

平成一〇年一二月規則第七七号

平成一三年 一月規則第九号

平成一七年 六月規則第六九号

平成二〇年 二月規則第五号

平成二六年 三月二〇日規則第一四号

平成三一年 三月二九日規則第二五号

江戸川区陸上競技場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区陸上競技場条例（昭和五十八年十二月江戸川区条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第二条 江戸川区陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の開場時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。

一部改正〔平成一七年規則六九号〕

(休場日)

第三条 陸上競技場の休場日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、条例第十五条の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

一部改正〔平成一七年規則六九号・三一年二五号〕

(利用時間)

第四条 陸上競技場の利用時間は、第二条に定める開場時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

全部改正〔平成一七年規則六九号〕

(利用料金)

第五条 条例第七条第二項に規定する付帯設備等及びその利用料金は、別表第一に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

全部改正〔平成一七年規則六九号〕

(利用料金の減額又は免除)

第五条の二 条例第七条第四項の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合とは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が第三十二回オリンピック競技大会及び東京二〇二〇パラリンピック競技大会の練習会場として利用する場合（準備及び原状回復に要する期間を含む。）をいい、その率は全額免除とする。

2 付帯設備及び備付器具の利用料金の減額又は免除については、前項の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、次条の申請の際に、利用料金減額免除願を提出しなければならない。

追加〔平成三一年規則二五号〕

(利用申請)

第六条 陸上競技場の施設、付帯設備及び備付器具を貸切利用しようとする者は、別表第二に定める期間内に利用申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用申請について、午前九時までに来場した者は、同時に来場したものとみなし、くじ等指定管理者が定める方法により受付の順序を決定する。

3 施設及び備付器具を一般公開利用しようとする者は、利用料金と引換えに利用券の交付を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六九号〕

(利用承認)

第六条の二 指定管理者は、前条第一項の申請につき、その利用を承認したときは、申請した者に対して利用承認書を交付する。

追加〔平成一七年規則六九号〕、一部改正〔平成三一年規則二五号〕

(承認の変更等)

第七条 前条の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用条件の変更をし、又は利用の取消しをしようとするときは、指定管理者に願い出なければならない。

一部改正〔平成一七年規則六九号・三一年二五号〕

(利用料金の還付)

第八条 条例第八条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第九条第三号の規定により、利用承認を取り消した場合 施設の利用料金 全額
- 二 利用者の責任によらない理由によつて利用できない場合 施設の利用料金 全額
- 三 利用日の三十日前までに第七条の規定による取消しの申出があり、利用の取消しに相当の理由があると認められる場合 施設の利用料金 五割相当額
- 四 利用者の責任によらない理由によつて利用承認時間の三分の二以上を利用できない場合 施設の利用料金 五割相当額

2 付帯設備及び備付器具の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書を添えて、利用料金還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成一〇年規則七十七号・一三年九号・一七年六九号・三一年二五号〕

（利用制限の通知）

第九条 指定管理者は、条例第九条の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則六九号〕

（禁止行為）

第十条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設、付帯設備又は備付器具を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

一部改正〔平成一七年規則六九号〕

（損害賠償の手続）

第十一条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査の上、現物賠償又は賠償額を決定する。

3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六九号・三一年二五号〕

(係員の指示)

第十二条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六九号〕

(指定申請書の提出等)

第十三条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十七条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 陸上競技場の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則六九号〕、一部改正〔平成三一年規則二五号〕

(様式)

第十四条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則六九号〕

(委任)

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

追加〔平成一七年規則六九号〕

付 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和五十九年六月規則第三十一号で同五十九年六月一日から施行)

付 則(中間省略)

付 則(平成一三年一月一八日規則第九号)

1 この規則は、平成十三年二月一日から施行する。

2 この規則による改正後の江戸川区陸上競技場条例施行規則第八条、別表第二及び別表第三の規定は、平成十三年四月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年四月一日前に利用する者及びこの規則の施行前に既に承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（中間省略）

付 則（平成二〇年二月二六日規則第五号）

この規則は、平成二十年三月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月二〇日規則第一四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の江戸川区陸上競技場条例施行規則別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成三一年三月二九日規則第二五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第五条関係）

付帯設備利用料金（一）

設備名	単位時間	照度段階							
		第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階	第七段階	第八段階
夜間照明設備	一時間	三七〇円	七三〇円	一、四七〇円	一、八八〇円	二、二五〇円	二、四六〇円	三、〇四〇円	五、二四〇円

備考

一 承認を受けた照度段階を照度の高い段階に変更するときは、変更後の照度段階に係る単位時間分の利用料金と既納の利用料金との差額を徴収する。

二 一時間に満たない時間は、これを一時間とする。

付帯設備利用料金（二）

設備名	単位	利用料金	備考
電源料	一キロワットまで	二五〇円	一キロワットを超え、一キロワット増すごとに二五〇円

備考 一 付帯設備の利用料金は、条例別表第一貸切利用料金（一）の表に規定する午前の部、午後の部、夜間の部のそれぞれを一単位とし、全日は三単位として計算する。ただし、条例別表第一貸切利用料金（二）の表に規定する各単位時間により貸切利用しようとする場合においては、各単位時間を一単位とし、かつ、一単位につき規定利用料金の二分の一の額として計算する。

二 条例別表第一貸切利用料金（一）の表備考第四号及び貸切利用料金（二）の表備考第三号に規定する利用に係る一時間当たりの付帯設備の利用料金は、利用料金を四で除して得た額を上限として、指定管理者が定めた額とする。

付帯設備利用料金（三）

設備名	単位	利用料金
横断幕、懸垂幕等	一件（各一枚一日）	一〇、四八〇円
記念品等販売出店区画料	一区画一日（間口五・四メートル×奥行き三・六メートル以内）	二、一〇〇円

備考 横断幕、懸垂幕等について、極端に大きなもの及び美観を損ねると認められるものについては、掲出を認めないものとする。

備付器具利用料金

種別	器具	利用区分	利用料金
トラック競技	決勝審判台、決勝柱、コースナンバー標識等	一式一回	四二〇円
走り高跳び	支柱、バー、マット、高度計等	一式一回	四二〇円
棒高跳び	支柱、バー、マット、高度計、審判台等	一式一回	四二〇円
走り幅跳び 三段跳び	踏み切り板、距離標識、巻尺等	一式一回	四二〇円
砲丸投げ	サークル、距離標識、巻尺等	一式一回	四二〇円

ハンマー投げ 円盤投げ	サークル、囲い、距離標識、巻尺等	一式一回	四二〇円
やり投げ	距離標識、巻尺等	一式一回	四二〇円
長距離競走 競歩	距離標識等	一式一回	四二〇円
サッカー	ゴール、ネット、コーナースト等	一式一回	四二〇円
	ベンチ	一式一回	四二〇円
ラグビー	ポール、コーナースト等	一式一回	四二〇円
	写真判定装置	一式一回	三、一五〇円
	トラック競技速報表示器	一台一回	二一〇円
	フィールド競技記録表示器	一台一回	二一〇円
	周回表示器	一台一回	二一〇円
	走り幅跳び・三段跳び順位表示器	一台一回	二一〇円
	走り幅跳び・三段跳び距離測定器	一台一回	二一〇円
	スターター拡声装置	一式一回	四二〇円
	電光掲示板	一式一回	二、六二〇円
	拡声装置	一式一回	四二〇円
	マイクロフォン（ワイヤレスを含む。）	一本一回	二一〇円
	C Dプレイヤー	一式一回	二一〇円
	テープレコーダー（テープ無し。）	一式一回	二一〇円
	テント	一張り一回	一〇〇円
	ビーチパラソル	一張り一回	一〇〇円

備考

- 一 備付器具の利用料金は、条例別表第一貸切利用料金（一）の表に規定する午前の部、午後の部、夜間の部の各単位時間を一回とし、全日を三回として計算する。ただし、条例別表第一貸切利用料金（二）の表に規定する各単位時間により貸切利用しようとする場合においては、各単位時間を一回とし、かつ、一回につき規定利用料金の二分の一の額として計算する。
- 二 条例別表第一貸切利用料金（一）の表備考第四号及び貸切利用料金（二）の表備考第三号に規定する利用に係る一時間当たりの備付器具の利用料金は、利用料金を四で除して得た額

を上限として、指定管理者が定めた額とする。

一部改正〔平成八年規則二一号・一三年九号・一七年六九号・二〇年五号・二六年一四号・三一年二五号〕

別表第二（第六条関係）

貸切利用受付期間

施設名	受付期間
競技施設	一 条例別表第一貸切利用料金（一）の表に規定する単位時間により利用する場合 利用月の三箇月前から利用日の前日まで ただし、江戸川区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めた場合は、受付期間前に受け付けることができる。
	二 条例別表第一貸切利用料金（二）の表に規定する単位時間により利用する場合 利用月の二箇月前から利用日の前日まで

一部改正〔平成一三年規則九号・一七年六九号・三一年二五号〕